

# 住民税・所得税の申告情報(第2回)

問 財務課 町民税係 ☎62-9122

来月の2月16日から3月15日までが確定申告期間です。毎年申告をしている方はもちろんのこと、お勤め先で年末調整をされた方、給与のほかに農業等の副収入がある方、公的年金等を受給されている方も下記をご確認いただき、必要な方は忘れずに申告をお願いします。

なお、申告相談会の日程等は、広報ふじみ2月号でお知らせします。



## ○ 所得税確定申告をしなければならない方

### 【会社勤めやパート、アルバイトなどの給与収入がある方】

- ① 給与の年間収入金額が2,000万円を超えている方
- ② 1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与の支払いを受けている方で、主たる給与以外の給与（年末調整をされなかった給与）の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃料などを受け取っている方 ※注 少額であっても所得金額にかかわらず申告が必要です。
- ⑤ 災害減免法により、所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ⑥ 所得税の源泉徴収義務のない者から、給与等の支払いを受けている方

### 【公的年金を受給されている方】

- ① 公的年金等の所得金額から、所得控除の金額を引くと残額がある方 ※公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要な場合があります。
- ② 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
- ③ 外国の公的年金を受給している方（平成27年分以降は400万円未満でも申告が必要となりました）

### 【上記以外の方】

- ① 所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、「配当控除額」と年末調整の際に控除を受けた「住宅ローン控除額」の合計額を超える方
- ② 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方

※所得税確定申告についての詳しいお問い合わせは、諏訪税務署（☎52-1390）までお願いします。

## ○ 住民税申告をしなければならない方

平成30年1月1日現在、富士見町に居住している方で下記のいずれかに該当する方は、申告が必要です。なお、所得税確定申告をする方は、住民税申告をする必要はありません。

- ① 平成29年1月1日～平成29年12月31日までに収入があった方
- ② 給与のほかに農業などの副業があり、給与以外の所得（20万円以下を含む）があった方
- ③ 公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要はないが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
- ④ 中途退職などで、年末調整がされていない方
- ⑤ 内職、日雇い、パート、アルバイトなどで、年末調整されていない方
- ⑥ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で、年末調整等がされていない方

※ 住民税申告についての詳しいお問い合わせは、役場財務課 町民税係（☎62-9122）までお願いします。

## ○ 確定申告により、所得税の還付を受けられる場合がある方

給与所得者や年金所得者で下記に該当する方は、還付を受けられる場合があります。

- ① 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得があまり多くない方
- ② 医療費が多額にかかった方、特定一般医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入金額が1万2千円を超える方  
（従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を重複して適用することはできません）
- ③ 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などをした方
- ④ 上場株式等の配当があり、課税所得が330万円未満の方

※申告された株式等の配当所得は、**扶養控除**や**配偶者控除**の適用、国民健康保険料算定等の基準となる**総所得金額等**や**合計所得金額**に含まれますのでご注意ください。

還付申告は確定申告期間とは関係なく1月から税務署で申告することができます。確定申告期間は税務署・申告相談会場が大変混雑しますので税務署での早めの申告をお願いします。還付申告についての詳しいお問い合わせは、諏訪税務署（☎52-1390）までお願いします。

- ◆受付期間 平成30年1月4日(木)から受付（土・日曜日、祝日は除く）
- ◆時 間 午前8時30分～午後5時
- ◆会 場 諏訪税務署

【所得税確定申告書の相談および提出先】

諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2丁目5番55号

一般的な国税相談(電話相談センター) ☎52-1390 (自動音声案内番号「1」)

税務署窓口での相談の予約等 // ( // 「2」)

## ◆ 平成29年分所得税の確定申告期限 平成30年3月15日(木)

下記に該当する方は、税務署で直接申告してください。

- 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- 住宅ローン控除を初めて申告する方
- 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- 農業所得、事業所得、不動産所得が300万円を超える方
- 青色申告の方
- 贈与税、相続税等の申告をされる方

※注：上記に該当する方は、富士見町役場で行う申告相談会では相談を受けることができませんので、お手数ですが直接諏訪税務署で申告をお願いします。

### ◆ 早くて便利なe-Taxをご利用ください ◆

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請、届出などの手続きができるシステムです。e-Taxのご利用に当たっては、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください。（オンラインで取得できます。）

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

また、上記の様な事前の手続きがなくても確定申告書等作成コーナーで作成し、印刷した申告書は税務署に郵送等でも提出できますので、是非ご利用ください。

## ○ 農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産（固定資産税）申告書作成指導会

町では、次の日程で農業収支内訳書および償却資産（固定資産税）申告書作成指導会を開催します。

**【対象者】** ①農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方（青色申告者をご遠慮ください）

②事業（農業、営業、不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方

**【期 日】** 1月23日(火) 落合地区 1月24日(水) 富士見・乙事地区

1月25日(木) 境・立沢地区

**【受付時間】** 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時までに受付を済ませてください

**【場 所】** 役場1階 101, 102会議室

**【持 ち 物】** 1. 収支内訳書（自分で作成したもの）

2. 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）

3. 農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）

4. 出荷伝票、初受通知書、農業用の貯金通帳、中山間・補助金等の収入が分かるもの、領収書

5. 固定資産税償却資産申告書（12月に送付されるもの）

6. 印鑑（認印）

7. その他必要と思われるもの

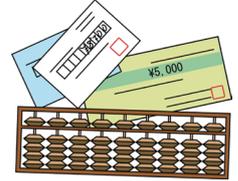
**【そ の 他】** ・収入金額や必要経費を記載した帳簿を必ず作成し、お持ちください。

・収支内訳書の作成を補助する会となりますので、自分のできる範囲で作成した収支内訳書を必ずお持ちください。

・午前中は混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

・預金通帳は、必ず前日までに記帳したものをお持ちください。

・事業用として所有されている資産については、固定資産税における償却資産として毎年1月末日までに申告が必要です。



問 財務課 町民税係 ☎62-9122 資産税係 ☎62-9124

## ○ 給与支払報告書（個人別明細書）について

平成29年中に給与を支払った従業員、パート、アルバイト及び中途退職された方で、平成30年1月1日現在富士見町に住民登録がある方について、事業主のみなさまに給与支払報告書（個人別明細書）の提出をお願いしています。また、平成30年度から原則すべての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただきます。普通徴収切替理由に該当する場合は、普通徴収切替理由書と給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄への符号の記載が必要となりますので、ご注意ください。お早めに提出をお願いします。

◆提出期限 平成30年1月31日(水)

◆提出先 〒399-0292 富士見町落合10777番地 富士見町役場 財務課 町民税係

「給与支払報告書（個人別明細書）」の用紙は、役場財務課にありますので、必要な方はお手数ですが窓口までお越しください。

## 償却資産申告書（固定資産税）をご提出ください

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

町内で事業（農業・営業・不動産）を行っている個人の方や法人は、平成30年1月1日現在に所有する償却資産の状況を申告することとなっています（地方税法第383条）。該当する資産がない場合や、所有する資産に増減がない場合でも提出期限までに提出してください。

**平成30年度 申告書提出期限 平成30年1月31日(水) ※お早目の提出にご協力ください。**

固定資産税は土地や家屋の他に、償却資産（農業を営んだり、会社や工場、商店などを経営している個人や法人が事業のために使用、または保管している資産）を所有している方にも課税されます。ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。